

## 磐田市立竜洋西小学校 いじめ防止基本方針

### 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### 2 いじめ防止にむけての基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### 3 目指す学校像

本校の子どもは、素直で、決められた仕事に一所懸命に取り組む良さがある。一方、時と場、相手に応じた言葉遣いや態度、善悪の判断力に欠ける子も見られる。そこで竜洋西小学校では、校訓である「正しく、進んで、仲良く」を常に意識することで、子ども相互の関わり方を高め、自己表現力や正しい判断力を伸ばし、いじめのない安心・安全のある温かい学校を目指す。

### 4 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

#### (1) 児童理解を深める会

全職員が生徒指導上支援が必要な児童の実態を掴み、同一歩調で対応できるよう共通理解を図る。

#### (2) 生徒指導・いじめ対策委員会

月1回、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、特別支援学級担任等からなる会議を開く。生徒指導上の情報交換をし、共通理解を図る。また事例研究や生活アンケート考察なども適宜行う。

#### (3) いじめ問題等ケース会議

直面したいじめ等の生徒指導上の問題に対して、事実の確認と対応について、校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学級担任等からなる会議を開く。いじめを受けた子ども、保護者への支援、いじめを行った子どもへの指導と保護者への助言について共通理解をしながら進める。

### 5 いじめ防止のための取組

#### (1) 学級経営の充実

生活アンケート、QUアンケートや、人間関係プログラムなどのソーシャル・スキ

ル・トレーニングを実施して、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。「竜洋西小の約束」を徹底し、集団ルールの遵守、マナーの向上、よりよく関わる力の育成を図る。わかる・できる授業をめざし、一人一人が成就感や充実感をもてる授業に努める。

(2) 道徳教育の充実

道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。また、全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(3) 教育相談の充実

学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等が適宜、被害者や、保護者の相談にのり、ケア方法を検討し援助する。

(4) 学校相互間の連携

中学校や幼稚園、保育園と情報交換や交流活動を行う。

(5) 関係機関との連携

必要に応じて磐田市子育て支援課、市教育委員会、児童相談所、警察等との連携を図る。

(6) 生活アンケートの実施

1・2学期、年2回実施。普段困っていることを伝えられない児童の様子を掴みいじめ等の早期発見に努め、指導や支援に活かす。

6 いじめの防止等の対策のための実施計画

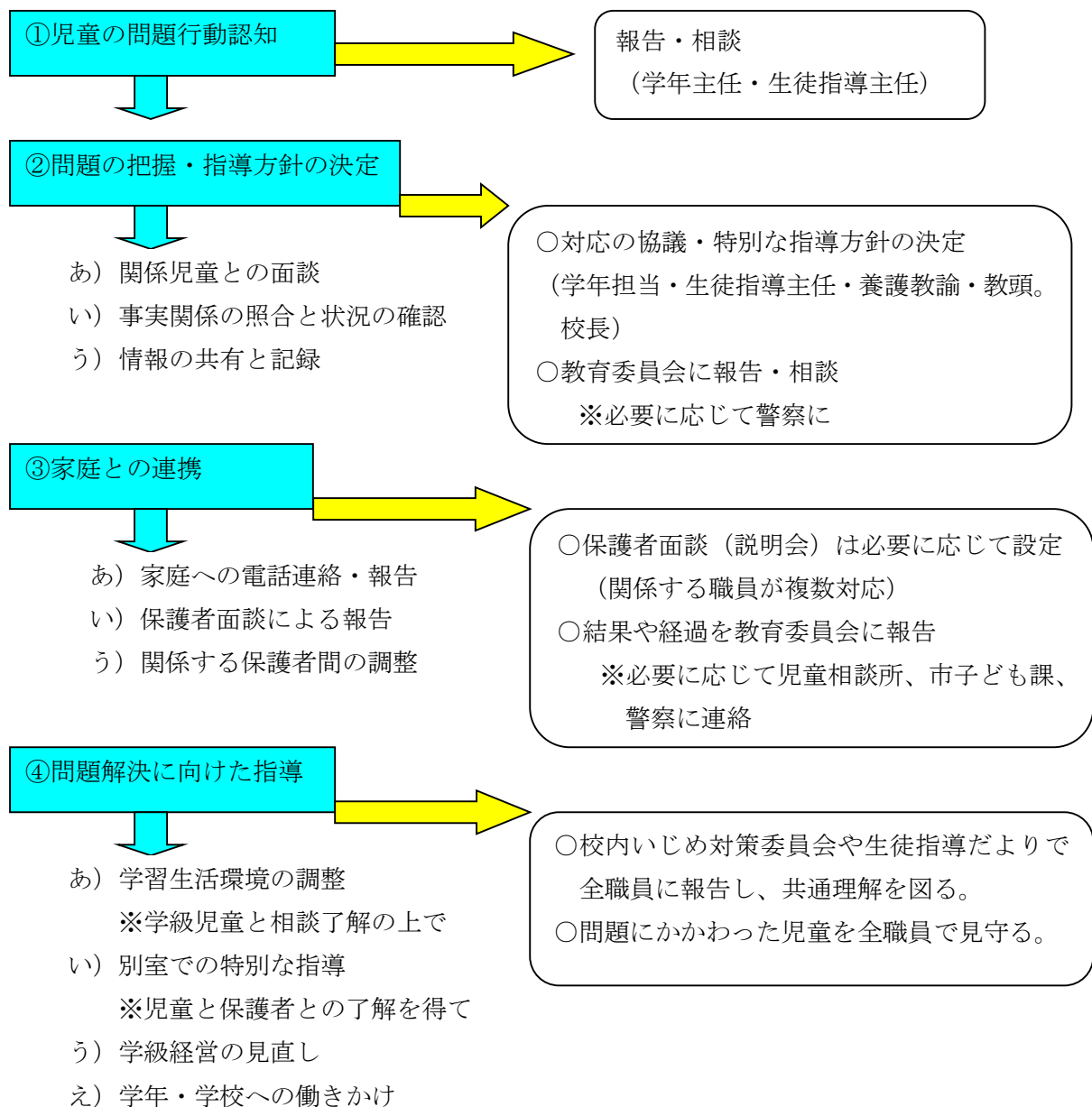
月	内 容
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導、いじめ対策委員会①・・・いじめ対策に関わる共通理解、児童についての共通理解（児童理解を深める会）</li> <li>懇談会、PTA 総会でいじめ対策についての説明</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導、いじめ対策委員会②③</li> <li>QU検査実施</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導、いじめ対策委員会④</li> <li>参観会・懇談会</li> <li>QU検査結果の考察</li> <li>民生児童委員との懇談会</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活アンケート実施、個別面談</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活アンケート考察</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導、いじめ対策委員会⑤</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導、いじめ対策委員会⑥⑦</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導、いじめ対策委員会⑧</li> <li>生活アンケート実施</li> <li>懇談会</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別面談</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導、いじめ対策委員会⑨⑩</li> <li>アンケート考察と対応の共有</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導、いじめ対策委員会⑪</li> <li>参観会・懇談会</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>次年度学級編成</li> </ul>

## 7 いじめ問題等への緊急対応について

### (1) 学校の構え

- 事実関係を明らかにする
- 早期対応、早期解決をめざす
- チームで対応する
- 児童、保護者、地域への的確な配慮をする
- アフターフォローをする

### (2) 対応の流れ



(3) 対応の基準

暴力行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 脅したり、怖い思いをさせたりする行い</li> <li>• 友達や先生に暴力をふるう行い</li> <li>• お金や物を盗む行い</li> <li>• 深く傷つくような言葉を言う行い</li> <li>• わざと物を壊す行い</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 本人への注意・指導を実施します。</li> <li>② 保護者面談は、必要に応じて実施します。</li> <li>③ 状況に応じて、学校での個別の対応を考えます。</li> <li>④ もっとも厳しい処置として、出席停止を検討することもあります。</li> <li>⑤ 犯罪行為と認められるいじめは、警察に相談し、連携した対応を取ることもあります。</li> </ol>
授業妨害	<ul style="list-style-type: none"> <li>• うるさく騒いだり大きな音をたてたりする行い</li> <li>• ことわりなく教室を出て行ったり、勝手にほかの教室に入ったりする行い</li> <li>• その他授業の妨害となる行い</li> </ul>	<p>※ 上記の対応が基本となりますが、子どもは悪意からするのではなく、勘違いや発達等の関係から、不安定になる場合もあります。十分に状況を把握した上で対応していきたいと考えています。</p> <p>※ すべての教育活動を通して、子どもたちへも安心して学べる学校づくりを呼びかけています。</p> <p>※ 学校生活での様子は、アンケートを子どもたちからとって、把握および教育相談をすすめています。</p>

- 授業妨害については、別の場所での学習を指示することがあります。
- ④の出席停止の措置については、「磐田市小中学校児童生徒の出席停止命令の手続き等に関する規則」に基づき、他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から、是非を検討します。
- 指導後、学校生活への復帰がスムーズに行えるように、該当児童や学級への指導・支援を行います。
- 多くの児童に被害を及ぼすような暴力行為に対して、教師が児童を守るために行為を制止させたり、危険を回避したりすることがあります。
- いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布）による以下の条文を遵守します。（第4条：児童等はいじめを行ってはならない。第8条：学校全体で、いじめの防止及び早期発見をしなくてはならない。第9条：保護者は子どもがいじめをしないように指導しなくてはならない。）

(4) 関係諸団体の連絡先

磐田市教育委員会 学校教育課教育支援係 0538-37-4923

FAX 0538-36-3205

磐田市子育て支援課 0538-37-4896

FAX 0538-37-4631

西部児童相談所

0538-37-2852

磐田市見付3599-4 県中遠総合庁舎

磐田市教育支援センター

0538-33-5198

竜洋交番 66-2046  
磐田警察署 37-0110  
磐田消防署竜洋分遣所 66-5320  
竜洋中学校 66-2324  
竜洋東小学校 66-2034  
竜洋北小学校 66-1190  
社会福祉協議会竜洋支所 66-5071

## 8 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。